

保育短時間認定に係る延長保育料について

**【保育短時間認定とは】**

- ・平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い設定されたものです。
- ・現在、公立保育所では56人が短時間認定となっています。(市全体では596人 公立の割合9.4%)

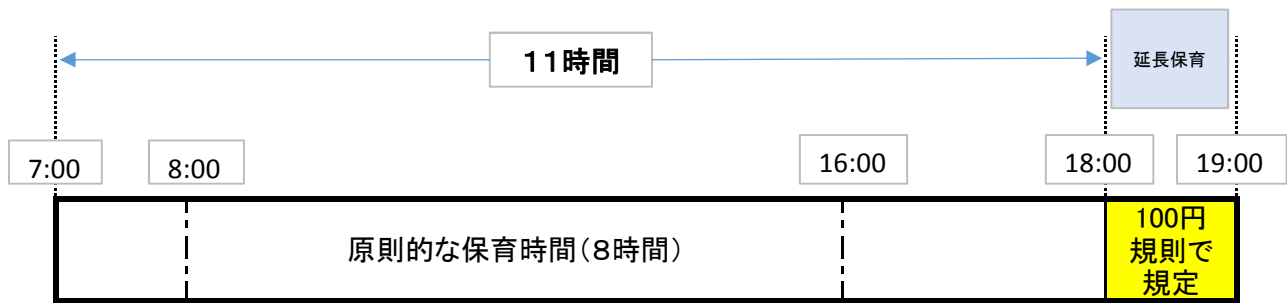
短時間認定者は、育児休業中や短時間就労等、世帯の状況を鑑み認定をしていますので、原則として延長保育を使う必要が無いと考えています。

- ・このため、市では、延長保育料の徴収を想定していませんでした。
- ・しかし、実際には短時間認定者の延長保育の利用があることから、延長保育料を規定する必要が生じました。

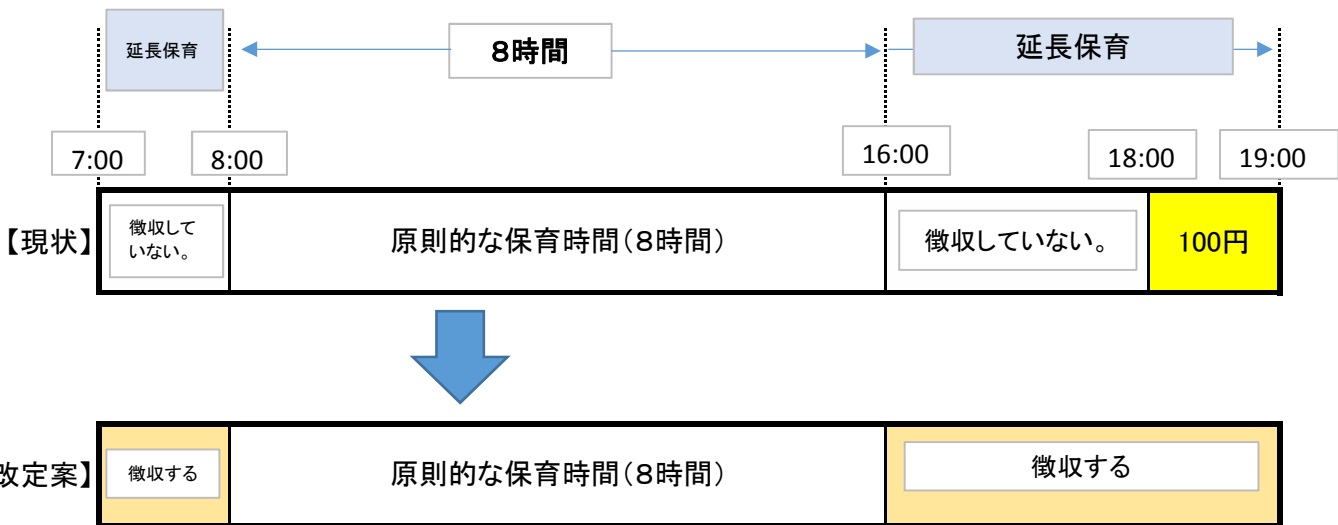
**◎改定のポイント**

- ・延長保育料は1時間あたり100円とします。
- ・平成28年9月から適用します。(周知期間が必要となるので、保育料の改定に合わせて実施します。)
- ・基本的には、保育短時間認定者に対して、延長保育の利用を極力控え、やむを得ない場合のみ、延長保育を利用するように周知していきます。

**【保育標準時間】 利用可能時間：11時間**



**【保育短時間】 利用可能時間：8時間**



※朝は午前7時から保育した場合に適用する。